

2017年8月8日

内閣総理大臣
安倍晋三様

公務員労働組合連絡会
議長 石原 富雄



本年の人事院勧告・報告に関わる要求書

常日頃、公務員労働者の処遇改善にご努力いただいていることに感謝申し上げます。さて、人事院は本日、月例給を0.15%、631円引き上げ、一時金の支給月数を0.10月引き上げる給与に関する勧告・報告を行うとともに、公務員の人事管理について、長時間労働対策の重要性を前面に打ち出したほか、公務における高齢者のより一層の活用などを求める人事管理に関する報告を行いました。

本年の給与改定に関する勧告は、人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや民間企業や造幣局、印刷局の春季交渉結果を踏まえたものであることに加えて、賃上げによる経済の好循環を図るためにも、勧告通り実施すべきものと考えます。

他方、働き方改革について、公務が積極的に対応していくことの重要性が強調されましたが、厳しい定員管理のもと、働きやすい職場づくりが具体的に進んでいくかどうかについては、相変わらず不透明な状況にあります。

また、雇用と年金の接続に関わっては、再任用制度のもとで、定年後の生活の維持も改善の見通しが立っていません。

公務が率先して働き方改革を具体的に推し進め、超過勤務の縮減や高齢職員の活躍に新たな展望を切り拓いていくなど、その役割をしっかりと果たしていかなければなりません。あわせて、非常勤職員の均等待遇も公務における重要課題となっています。

貴職におかれましては、公務員労働者が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、下記事項の実現に向けて最大限努力されることを要求します。

記

1. 本年の給与改定勧告について、勧告通り実施する閣議決定を行い、所要の法案を国会に提出すること。
2. 職員の希望に基づく再任用の実現と定年延長の早期実施、超過勤務の確実な縮減等に向けて、直ちに具体的措置を講じること。

以上